

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月10日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目5-1

氏 名 医療法人相生会福岡みらい病院

院長 石束 隆男

電話番号 092-662-3001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人相生会福岡みらい病院
事業場の所在地	福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目5-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	418床
③従業員数	700人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内で発生した特別管理産業廃棄物は、施設管理できる病院敷地内専用保管庫へ回収している。その後、特別管理廃棄物処理に必要な許認可を受けた業者へ処理を委託し、速やかに収集・運搬を行い中間処理及び最終処分を経て、適正な処理を行っている。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

○特別管理産業廃棄物管理責任者

福岡みらい病院 院長

○廃棄物担当

福岡みらい病院 資材管理課員

○院内の廃棄物運搬

福岡みらい病院スタッフ及び清掃委託業者（光栄建物管理㈱・安田建物管理㈱）

○収集・運搬業者

(有)マップコーポレーション

○中間処理業者

アサヒプリテック㈱

○最終処分業者

ひびき灘開発㈱

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	71.564 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
医療活動上必要最小限の量にとどめ、必要以上の廃棄物が発生しないようにしている。 廃棄物の分類を明確にし、感染性廃棄物・非感染性廃棄物・一般廃棄物の分別を行っている。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	45 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
医療活動上必要最小限の量にとどめ、必要以上の廃棄物が発生させないよう職員への教育を行う。 (排出量が増加した要因は、新型コロナウイルス感染性によるガウン等の廃棄物が大量に発生したことによるもの。)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療廃棄物は専用の回収容器に収納し、一般廃棄物や資源ごみと完全に分別し、施錠管理できる専用保管庫へ回収し安全を確保している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状同様、管理していく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
—			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
—			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	71.564 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	71.564 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 処理業者の現地視察を実施し、適正処理が行われるよう管理している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	45 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	45 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>収集運搬業者については、収集体制・緊急体制等が確立され、当病院の排出規模に対応できる業者を選定する。 処理業者においては中間処理方法・最終処分方法等を確認するため、現地確認を行って業者を選択する。 優良企業認定を取得している業者を優先的に洗濯する。</p> <p>(令和3年度は新型コロナウイルス感染症患者の対応により、一時的に感染性廃棄物の排出量が増加したものであり、コロナ患者の減少が進めば、例年通り(50 t未満)の排出量へ減少できる。)</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	71.564	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和5年4月から電子マニフェストへ切り替えられるよう、令和4年度中に電子マニフェストへの移行準備を整える。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

